

林業・木材産業信用保証について



林業・木材産業信用保証

(独)農林漁業信用基金 林業部

(独)農林漁業信用基金と信用保証

(独)農林漁業信用基金は、

- 昭和38年に法律により設置された公的機関で、国や都道府県の出資を受けて中小林業者に対する融資を支援する機関です
- 林業(造林・素材生産)・木材加工業・種苗生産業等の方々が必要な事業資金に対する銀行等からの融資を円滑にするためのお手伝いをします

基金の信用保証は、

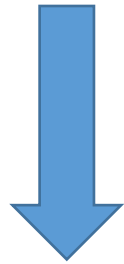
- 銀行等から融資を受けた方が、もしも返済できなくなった時に、その返済を基金が肩代わりする制度です
- 銀行等から見れば、融資を行う際の貸し倒れリスクが減少するので、貸付利率を引き下げることが可能になるなど、特に銀行等との取引実績の少ない方が融資を受ける場合の手続きをスムーズにします
- 木材産業等高度化推進資金や林業・木材産業改善資金などの政策性の高い資金を優遇します

信用保証の効果とは？

貸付額に見合った担保(土地等)を所有する企業、これまで継続的な融資実績のある企業等



金融機関から見れば、融資をしたい先



融資を受ける側から見れば、「銀行が低い金利で貸してくれるから信用保証は必要ない」

担保が少ない企業、事業規模拡大(新型の高性能林業機械の導入等)のための融資を受けたい企業



金融機関から見れば、リスクが大きいので融資に慎重となり、貸出金利を高くしたいと思う先



信用保証を使えば、金融機関も融資しやすい



融資を受ける側から見れば、「銀行から融資してもらえた」、「思ったより金利が安くなった」

【参考1】事例研究

素材生産業者の事例(年間約1万m³の素材生産量)

銀行ローパー融資 : 貸出金利 : 3.50%

基金の保証付融資(ログプロダクツ3000を利用)

【昨年の場合】

- ・貸出金利 : 1.50% 計 : 2.33%
- ・保証料率 : 0.83

【今年の場合】

- 1.50% 計 : 2.18%
- 0.68

今年は業績も向上して保証料も減

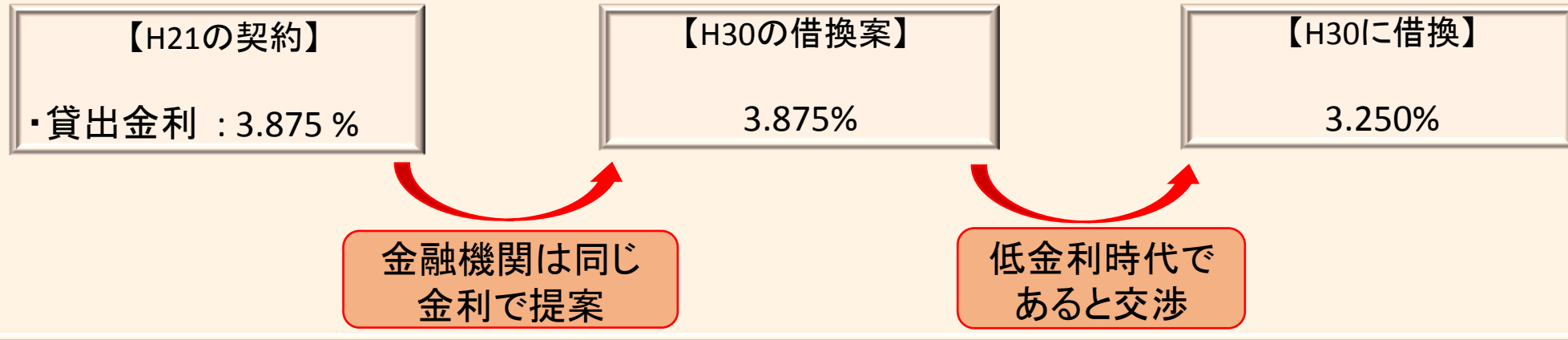
基金の信用保証の利用者側から、金融機関に対して、

- ・「基金の信用保証を使えば、銀行の貸出リスクも減るのだからその分金利を下げてもいいんじゃないですか」、
- ・他の金融機関の貸出金利を示しつつ「保証料込みの出来上がり金利がこれくらいになれば貴行を使うんだけど」といった交渉も出来るはず。

【参考1】事例研究 -2

素材生産業者の事例(年間約3千m³の素材生産量)

基金の保証付融資(間伐材資金を利用)



既存の融資の借換の場合、前回契約の金利をそのまま適用する場合も。
基金の信用保証の利用者側から、金融機関に対して、「低金利の時代なんだから、10年前の金利と同じではなく下げられないですか」といった交渉も出来るはずです。

【参考2】 例えば、明日こんなことが...

昨日の説明会で良い高性能林業機械を見つけたんだけど、手持ちの資金では厳しいな～、銀行は融資してくれるかな...



融資相談

初めてのご利用で、担保もないし、お断りするかな～高めの金利で引き受けるかな～



基金の信用保証をご利用いただければ、もしもの時にその返済を基金が肩代わりします！



農林漁業信用基金

基金の保証付きならOK。
リスクが減った分
貸出金利を
下げられるかも



基金の信用保証のご利用に当たっては

	区 分	概 要
ご利用できる方	法人の場合	資本金1千万円以下又は従業員300人以下
	個人の場合	従業員300人以下
保証の種類	普通保証	融資の都度に保証手続きを行うもの
	根保証	予め定めた限度額と期間の範囲内で繰り返して保証を利用できるもの。期間内に利用しなかった分の保証料は後日払い戻し
資金の種類	一般資金	どなたでも利用できますが、基本的に80%保証
	制度資金	「木材産業等高度化推進資金」や「林業・木材産業改善資金」の借入に対しては、100%保証で、保証料も最も安くなるが、予め都道府県の計画認定が必要
	臨時資金 (期間限定)	木材の安定供給や素材生産の拡大のための資金。80%保証ですが、無担保で、既往の債務とは別枠、保証料や保証期間もお得(別紙:「ウッド・サポート5000」「ログ・プロダクツ3000」を参照)

林業・木材産業信用保証の概要

	一般資金		制度資金			臨時資金
	一般資金	間伐材資金、高品質木材生産資金等	林業・木材産業改善資金	木材産業等高度化推進資金	合理化資金	木材安定供給保証 ~ウッドサポート5000~等
資金の用途	<ul style="list-style-type: none"> ○ 造林・育林 ○ 素材生産 ○ 木材・木製品製造 ○ 薪炭生産 ○ 林業種苗生産 ○ きのこと生産 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 素材生産 ○ 木材・木製品製造 ○ 薪炭生産 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 造林・育林 ○ 素材生産 ○ 木材・木製品製造 ○ 薪炭生産 ○ 林業種苗生産 ○ きのこと生産 ○ 木材卸売等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 素材生産 ○ 木材・木製品製造 ○ 木材卸売等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 素材生産 ○ 木材・木製品製造 ○ 木材卸売等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 素材生産 ○ 木材・木製品製造 ○ 木材卸売等
保証期間 (最長期間)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転資金: 3年(特認7年) ○ 設備資金: 15年 		設備資金のみ <ul style="list-style-type: none"> ○ 最高: 10年 (特認12、15年) 	運転資金のみ 5年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転資金 5年以内 ○ 設備資金 	運転資金のみ 5年: 特認7年
保証割合	80%	100%	100%			80%
保証料率	0.2~1.8		0.10~0.90	0.10~0.90 (一部: 0.15~1.35)	0.15~1.35	0.15~1.35

【参考3】 林業・木材産業改善資金のご案内

高性能林業機械のご購入には、都道府県が直接または都道府県指定の金融機関を通じて行う「無利子」の「林業・木材産業改善資金」を利用できる場合があります。

同資金を利用する場合は、林業・木材産業改善措置に関する計画の都道府県知事認定が必要です。

実際の借入相談等お問い合わせについては、各都道府県の「林業金融担当課」またはお近くの取扱金融機関へご相談下さい。

- 林業・木材産業者が、林業機械や設備の導入に利用できる「無利子」の資金です。

例) 高性能林業機械、人員輸送車、木材運搬用トラックなど

- 貸付限度額は個人1.5千万円、会社3千万円、団体5千万円、木材産業者1億円
- 償還期間は最長10年（特認12年、15年）
- 金融機関を通じて行う場合には、基金の有利な信用保証が利用できます。

中古機械の導入にも、補助残(国庫補助は除く)にも利用可能です

当基金のご利用・手続きはワンストップ

【自分でやるのはここだけ。②～④は銀行等にお任せ】



もしもの時には、その返済を当基金が肩代わり